



あいわ通信

あいわ総合司法書士事務所

～事務所からのお知らせや知って得する法律情報をお届けします～

ごあいさつ

こんにちは、司法書士の椎名尚文です。今月もあいわ通信をお届けいたします。

弊事務所では、小さな事件でもお客様の立場に立って、事件解決に向けて誠実に対応しております。もし、お悩みごとなどございましたら、お気軽に弊事務所までご相談ください。今後とも、よろしくお願いいたします。



法務局による自筆証書遺言保管制度

先月号のあいわ通信では、令和6年4月1日からスタートする相続登記の義務化をご紹介するとともに、遺言書の必要性について、ご説明させていただきました。相続人の中に音信不通の者がいて遺産分割協議を進めることができない場合や、家族間の意向が異なる場合、相続登記の申請までに長期化するケースがあります。このような場合、遺言書があれば、遺産分割協議を省くことができ、相続登記を円滑に進めることができます。

今月号のあいわ通信でも、先月号に引き続き遺言書をテーマにして、その中でも、2020年にスタートした法務局における自筆証書遺言保管制度を中心に、ご説明させていただきます。

遺言書の作成方法には、大きく分けると、自筆証書遺言（手書きの遺言）と公正証書遺言があります。自筆証書遺言は、自書さえできれば、遺言者本人のみで作成することができ、公正証書遺言と比べると手軽であり、遺言書を作りたいタイミングで作ることができます。

しかし、遺言者本人の死亡後、相続人等に遺言書が発見されなかったり、一部の相続人等により改ざんされるおそれがあるなどの問題点もあります。

「法務局による自筆証書遺言保管制度」は、手軽に作ることができるという自筆証書遺言のメリットを損なわずに、法務局で遺言書が保管されるため、遺言書が見つからないリスクや改ざんされる危険性も回避することができます。

法務局による自筆証書遺言保管制度の特色は、以下のものが考えられます。

1. 手数料が安い

自筆証書遺言の保管制度は、法務局に対して手数料3900円を支払いますが、この金額は公正証書遺言の作成に比べて安く済みます。公正証書遺言の場合、財産の額や遺言の内容により手数料も異なりますが、安くても数万円の手数料は必要です。加えて、公正証書遺言を作成する場合は、専門家に依頼することも多く、その場合、専門家の報酬も追加で必要になります。

2. 検認手続が不要

法務局における遺言書保管制度によって、遺言書保管所に保管されている遺言（自筆証書遺言）は、家庭裁判所の検認が不要となります。検認とは、相続人に対し遺言の存在や内容を知らせるとともに、遺言書の形状や日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして、遺言書の偽造・変造を防止するための手続です。自筆証書遺言の保管制度ができるまで、公正証書遺言以外の遺言書は、必ず検認の手続きを経る必要がありましたが、保管制度が創設されたことによって、自筆証書遺言でも検認手続きを省略できるようになり、相続人の負担が軽減されました。

< 表面からの続き >

3. 通知制度

法務局の自筆証書遺言保管制度は、法務局が単に遺言書を保管してくれるだけの制度ではなく、遺言者が亡くなった後、「関係遺言書保管通知」と「指定者通知」という2種類の通知が法務局から相続関係者に通知されます。

「関係遺言書保管通知」とは、法務局に保管されている遺言書について、相続人の一人が遺言書の閲覧や遺言書情報証明書の交付を受けたときは、すべての相続人に対して遺言書が遺言書保管所（法務局）に保管されていることを知らせる制度のことです。この通知により、一部の相続人が他の相続人に遺言書のことを知らせないで、黙って執行することができなくなります。

次に、「指定者通知」とは、戸籍担当部局と連携して遺言書保管官が遺言者の死亡の事実を確認した場合に、あらかじめ遺言者が指定した方1名に対して、遺言書が保管されている旨をお知らせするものです。なお、この通知は、遺言者が希望する場合に限り実施されます。これにより、遺言者が遺言書を法務局に保管していることを誰にも伝えずに亡くなった場合でも、指定者通知を受領した方に、遺言書が法務局で保管されている事実が伝わることとなります。

遺言書の中で遺言執行者を指定している場合、遺言の内容を実現してもらうには、遺言執行者に相続開始の事実を知らせる必要があります。指定者通知で遺言執行者に通知することを希望することで、遺言者の死亡の事実が遺言執行者に速やかに伝わることとなります。この通知制度は、公正証書遺言にはない制度です。司法書士や弁護士が遺言書を預かっていても、保管者に遺言者死亡の事実が伝わらなければ、遺言者の意思を実現することはできません。自筆証書遺言保管制度を利用する場合は、指定者通知の利用を検討すべきであり、これらの通知制度があることが、法務局による自筆証書遺言保管制度の大きなメリットであると考えられます。

お客様の声を紹介します

今まで、子供の学費等々大きな借金をしており、なかなか借金を減らす事が出来ず暮らしてまいりましたが、その中で手元に残った以上のお金がなくなり、また、借金を重ねて支払うことが出来ず、とても苦しい思いをしました。今までも、手元に残った以上のお金がある事は、なかったが、そこでこの苦しい状況を想像出来、数年後の返済金で完済するまでと長くの返済を思い、そこで、以前お世話になった、あいわ総合司法書士事務所へこの事を思い知らせました。お名前も以前より、早くお名前を拝見し、借付金の返済にはお名前を、自身の戒めのためにももう一度お名前を思い出しました。

とても、難しい交渉だったと思いますが、全額返済は出来ず、とても感謝しています。自分の生活水準を下げた事、大変な思いをしました。

【 任意整理の相談 女性 50代 】

任意整理のご依頼をいただいた、お客様の声を紹介します。

任意整理は、裁判手続を使うことなく、司法書士や弁護士が代理人となって、貸金業者と支払方法について交渉して和解する手続です。将来発生する利息を全額カットして、3年から5年間の分割払いで交渉を成立させるため、返済のゴールが明確になり、いつ払い終わるのかを確実に見通すことができます。また、司法書士に依頼した後は、各債権者からの取り立てを止めることができ、落ち着いて今後のことを考えられるようになります。将来の返済計画を立てられるようになります。しかし、自己破産や個人再生と異なり、債務を減額させることは難しいなどのデメリットもあります。借金問題についてお悩みの方は、当事務所までご相談ください。

ニュースレターをお読み頂きありがとうございます。ご意見・ご感想がありましたら、なんなりとお寄せください。（担当：司法書士 高井和馬）


あいわ総合司法書士事務所



〒001-0032

札幌市北区北32条西4丁目1番7号コウメイビル2階

TEL : 011-738-1101 Fax : 011-738-1107

URL : <http://www.aiwas.jp/>

e-mail : info@aiwas.jp

